

別添

## 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS\*）について

\*Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19

令和2年5月22日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・対策班

### ■導入の目的

- 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、国内の患者数の増加により事務量が増加しているほか、軽症者等の宿泊療養や自宅療養の実施に伴い、患者の居所が多様化してきています。加えて、感染拡大に対応するため、行政検査に関する業務や自宅療養を行う患者等に対するフォローアップ業務等を委託することもあり、より多くの様々な関係者が対策に携わるようになってきています。また、今後の感染拡大状況によっては、広域調整の必要性が高まることも想定されます。
- こうした中で、より効率的に患者等に関する情報を収集し、地域の関係者あるいは必要に応じて地域外の関係者の間で共有できるようにするため、新たな情報把握・管理システムを開発・導入することとしたものです。
- 加えて、上述のとおり、患者数の増加や患者を取り巻く環境が複雑化する中で、国による保健所等に対する照会が、保健所等の事務負担になっているとの指摘を踏まえ、当該システムの活用により、当該事務負担の軽減を図ることも目的としています。

### ■機能概要

- 保健所、都道府県調整本部等の関係機関\*1において同時に情報の入力・閲覧を行うことができます。PCR検査情報の管理、発生届情報の管理、濃厚接触者情報の管理、感染者情報（居所・重症度等）の管理、関係保健所・都道府県調整本部等関係機関間での情報共有、入力情報を基にした公表資料や統計資料の作成\*2等が可能となります。
- また、濃厚接触者や患者本人が自らの健康状態をスマートフォン等から入力、又は自動でかかってきた電話に应答することによって\*3報告することが可能となります。保健所等においてはグラフ等で視覚化された形で入力された情報を確認できます（入力者本人はグラフ等の確認はできません。）。
- 入力・閲覧の権限管理は、本システムを利用するために振り出すIDの種別によって管理します。ID発行のイメージについては下記「ID・パスワード発行事務について」を参照ください。
- HER-SYSにおいて管理が可能な項目・閲覧範囲については3ページを参照ください。
  - \*1 行政機関のほかは、帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）において検査関連情報や発生届情報を入力いただくこと、健康フォローアップ業務の受託機関において対象者の健康情報の入力・閲覧を行うこと、感染者の入院医療機関において入院患者のICU入室・人工呼吸器の使用の有無、転退院情報等を入力することを想定していますが、行政機関以外の機関の利用は保健所や都道府県調整本部判断において個別に判断します。入力者を保健所や都道府県調整本部等行政機関に限定することも可能です。
  - \*2 資料の自動作成機能は、6月以降に可能となります。
  - \*3 自動電話機能は、6月下旬以降に可能となる予定です。

### ■導入前後での事務の変更点

- 新型コロナウイルス感染症については、HER-SYS稼働後は、発生届の報告について、NESIDを用いず、HER-SYSによって行っていただくこととなります。
- HER-SYSに入力いただいた情報は都道府県調整本部や保健所設置自治体の本庁部門でも即時に閲覧でき、入院調整等に活かれます。健康フォローアップ業務受託機関において、本人が入力した健康状態を確認しながら業務を実施することも可能となります。
- HER-SYS入力情報は、関係保健所を設定することによって、関係保健所へ情報を即時に伝達できます。
- 感染症情報センターにおいて分析等を実施する場合に各自治体の判断でIDを振り出し閲覧・統計情報の分析等を可能とする等、各自治体の責任において、地域の実情に応じた利用が可能です。

### ■個人情報保護について

#### ○ HER-SYSによる情報の収集・管理は、法令\*に基づき実施されます。

- \* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）
- ・HER-SYSは、感染症法第12条に基づく発生届、第15条に基づく積極的疫学調査、第19条及び第20条に基づく入院勧告等の業務のために収集している患者に関する情報等について電子化を図り、感染症法第15条第2項等に基づく厚生労働省による情報の収集等を効率的に行うことができるようにするものです。
- ・法令に基づいて認められる範囲において、情報の収集及び第三者への提供を行います（例：医療機関から保健所への提供、保健所間の情報共有）。法令に基づく第三者への提供であるため、本人同意は各個人情報保護法令上不要とされていますが、厚生労働省において健康フォローアップを行う感染者等向けの説明資料のひな形を作成しております（HER-SYS担当窓口の方へ別途送付いたします）。